

地方消費税収の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、また令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

南越前町の令和5年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障関連経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 115,364 千円

【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費 1,912,902 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	386,062	267,846			10,976	107,240
	高齢者福祉事業	92,391	1,313		3,625	8,120	79,333
	児童福祉事業	720,151	226,529		36,731	42,419	414,472
	母子福祉事業	4,658	2,259			223	2,176
	小計	1,203,262	497,947	0	40,356	61,738	603,221
社会保険	介護保険事業	173,793	6,646		25,338	13,166	128,643
	国民健康保険事業	50,462	33,249			1,598	15,615
	介護保険施設運営事業	46,790				4,344	42,446
	小計	271,045	39,895	0	25,338	19,108	186,704
保健衛生	高齢者医療事業	165,875	25,540			13,029	127,306
	疾病予防対策事業	92,591	30,776		1,030	5,644	55,141
	母子保健事業	24,917	5,069			1,843	18,005
	診療所運営事業	155,212	4,400			14,002	136,810
	小計	438,595	65,785	0	1,030	34,518	337,262
合計	1,912,902	603,627	0	66,724	115,364	1,127,187	